

定期積金

(平成25年1月4日現在)

1. 商品名 (愛称)	●定期積金 (愛称：スーパー積金) (スーパー積金ボーナス併用型)
2. 販売対象	●法人および個人の方
3. 期間	●1年以上5年以下 (ボーナス併用型は3年以上5年以下)
4. 受入方法 (1) 受入方法 (2) 受入金額 (3) 受入単位	●契約期間内で掛金を分割受入 ●1回あたり1,000円以上 ●100円単位
5. 支払方法	●満期日以後に一括して支払います。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法	●固定金利 (当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します) ●給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ●給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算します。
7. 利子課税	●個人の場合は分離課税20.315% (国税15.315%、地方税5%) ●マル優の取扱はできません。
8. 手数料	_____
9. 中途解約時の 取扱い	●満期日前に解約する場合は初回払込日から解約日の前日までの期間について、解約日の普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 満期日以後 の利息	●満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
11. 金利情報の 入手方法	●金利は店頭の営業店表示システムにて表示しています。
12. 付加できる 特約事項	●普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ●ボーナス併用型 ボーナス月に (年2回まで) 毎月の所定の金額 (1万円以上) とは別に掛込金 (5万円以上) を預入れます。

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業店または「たましん相談室」（9時～17時、電話：0120-06-1351）までお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 岡山弁護士会（電話：086-223-4401）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記「たましん相談室」または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から岡山弁護士会または上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>14. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べます。満期日を繰延べない場合には当初契約時の店頭表示の利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金をいただきます。 ● 預金保険制度の付保対象預金です。元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（1,000万円を超える部分は破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われますので一部カットされることがあります）